

平成24年（行ウ）第3号 公文書開示請求拒否処分取消等請求事件等

原告 宮部慎太郎 外1名

被告 鳥取市

被告第1準備書面

平成24年6月6日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

(主任) 被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠



同 弁護士 西川弘康



第1 本案前の申立の理由

本件各非開示処分はいずれも違法ではない。

従って、原告らの訴えのうち本件各処分の取消しを求める部分は理由がなく、本件非開示情報の開示処分の義務づけを求める部分は行政事件訴訟法第37条の3第1項2号所定の要件を欠き、不適法である。

第2 請求の原因に対する認否等

- 1 訴状第2第1項「事実経過」(甲・乙事件共通)のうち、原告宮部龍彦が被告に対し鳥取市情報公開条例に基づき本件情報の開示を求めたこと、及び原告宮部慎太郎が被告に対し鳥取市個人情報保護条例に基づき本件情報の開示を求めたことは、いずれも認める。

同項「事実経過」(甲事件)(1)乃至(7)記載の事実は、以下の点を除きいずれも認める。(5)記載事実のうち鳥取市長が審査会に諮問した年月日は平成22年11月25日ではなく、平成22年11月15日である

(甲 9 号証 2 頁)。

同項「事実経過」(乙事件)(1)乃至(6)記載の事実は、以下の点を除きいずれも認める。(4)記載事実のうち鳥取市長が審査会に諮問した年月日は平成 22 年 12 月 22 日ではなく、平成 22 年 11 月 25 日である(甲 16 号証 2 頁)。

- 2 訴状第 2 第 2 項「本件甲処分、本件乙処分の違法性」(甲事件)記載の主張はいずれも争う。

開示請求に係る文書は特定の地域を指定した文書であり、当該文書があるかないかを答えるだけでその地域が同和地区であるかどうかを公にすることとなる。その結果として、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれがある。

従って、鳥取市情報公開条例第 10 条に基づき非開示処分としたものであり、当該処分に違法はない。

- 3 訴状第 2 第 2 項「本件甲処分、本件乙処分の違法性」(乙事件)記載の主張はいずれも争う。

開示請求に係る文書は、特定の地域を指定した文書であり、当該文書があるかないかを答えるだけでその地域が同和地区であるかどうかを公にすることとなる。その結果として、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれがある。

従って、鳥取市個人情報保護条例第 18 条に基づき非開示処分としたものであり、当該処分に違法はない。

- 4 訴状第 3 は争う。

以上